

## お知らせ

平成28年8月16日  
九州電力株式会社

### 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の公布に伴う 玄海及び川内原子力発電所の原子炉設置変更許可申請について

当社は、玄海原子力発電所1～4号機及び川内原子力発電所1,2号機の「使用済燃料の処分の方法」の一部変更について、原子炉設置変更許可申請書を、本日、原子力規制委員会へ提出いたしました。

今回の申請は、平成28年5月18日に公布された「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（再処理等拠出金法）」に基づき、今後、使用済燃料の再処理等事業を着実かつ効率的に実施するための認可法人（使用済燃料再処理機構）が設立されることから、原子炉設置変更許可申請書の「使用済燃料の処分の方法」に係る記載内容を変更するものです。

なお、今回の変更に伴う設備の設計変更や改造工事等はありません。

以上